

## 「労務費ダンピング調査」の取扱いについて

労務費ダンピング調査の取扱いについては、次のとおりとします。

(調査対象)

1 労務費ダンピング調査は、契約検査課で発注する工事を対象とします。

なお、次の工事については、この取扱いの対象外です。

- (1) 随意契約により発注する工事
- (2) 単価契約により発注する工事

(調査方法)

2 発注者は、開札後の事後審査において、落札候補者が提出した入札内訳書に記載された直接工事費が、当該工事の直接工事費の設計額に100分の100を乗じた額（以下、「一定水準」という。）以上かの確認を行います。

なお、入札内訳書に記載された直接工事費が一定水準を下回る場合は、理由書により、理由の確認を行います。理由書の提出を拒んだ場合は、入札の条件に違反した入札として無効とすることが出来るものとします。

(合理的理由が確認できなかった場合の対応)

3 合理的な回答が確認できなかった場合は、発注者は、「入札契約適正化相談窓口」を經由して、建設業法40条の4に基づく調査を行う者（以下「建設Gメン」という。）へ通報を行います。

○ 入札契約適正化相談窓口

関東地方整備局

電話 048-601-3151 内線 6695

電子メール : ktr-kensan1-nyusatsu@ki.mlit.go.jp

(再入札となった場合の対応)

4 予定価格の超過により再入札となった場合は、入札内訳書を再度提出させることなく、1回目の入札において提出した入札内訳書を基に労務費ダンピング調査を実施します。

## 労務費ダンピング調査フロー

